

平成 28 年 度

定期監査等結果報告書

(学校教育課)

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の対象

学校教育課

2. 監査の範囲

平成28年度（平成28年4月～平成28年10月）
財務事務並びにその他の事務の執行状況

3. 監査の期間

平成28年11月28日 ～ 平成29年1月25日まで

4. 監査の方法

学校教育課から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部又は一部を抽出して、財務及び事業等に関する事務事業の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

第2 監査の結果

学校教育課における財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 施設使用料における現金の取り扱いについて

法令等に基づく現金の取扱いについてであるが、地方自治法第170条において、現金や物品の出納及び保管については、会計管理者の職務権限として規定されており、さらに同法第171条において、会計管理者の事務を補助させるため、出納員その他の会計職員を置くことや、これらの職員は会計管理者の命を受けて会計事務を行うことなどが規定されている。

これを受け、本市の財務規則においては、各所属における出納員の配置と会計事務のこれら職員への委任について定められているが、一部の所属において財務規則に定めのない職員が現金を取り扱っている事例が見受けられた。

関係法令等に基づき、適切な事務処理となるよう職員による現金の取扱について関係各課と協議し、規則等の整備を要望する。

2. 契約事務について

(1) 随意契約について

地方公共団体における契約の締結は、一般競争入札が原則であり、随意契約は施行令第167条の2第1項の各号に該当する場合に限って実施できるもので、いわば契約の例外的取扱である。

また本市では、平成19年6月1日付で、豊前市随意契約ガイドラインを制定し、随意契約に係る運用について周知を図っているところである。

今回の監査では、決裁書類に随意契約の適用条項の記載がないもの、また、適用条項の記載はあるが適切でないもの、理由が記載されていないもの、見積りの方法が不適切なものなどが散見された。

随意契約を行う場合は、更新時も含め、複数の業者から適切な見積りを徴すると共に、施行令167条の2第1項第1号から第9号までの法的根拠と随意契約を行う客観的理由を起案文章に明確に記載されるよう努められたい。

(2) 長期継続契約について

長期継続契約とは、法第234条の3の規定に基づき条例で定めたものについて、債務負担行為を設定しなくても複数年契約を締結することができるものである。

今回の監査において、決裁書類に長期継続契約とする旨、理由、契約期間全体の契約金額の記載がないもの、また、契約書において、長期継続契約である記載のないもの、翌年度以降における解除条項が規定されていないものが見受けられた。

長期継続契約は、予算の単年度主義の特例であることから、決裁書類及び契約書

の記載に不備のないよう十分注意されたい。

また、長期継続契約は契約の性質上翌年度以降にわたり契約しなければ事務の取扱いに支障を及ぼす役務等の提供が対象となるものであり、同一業者と長期にわたって契約を継続することから、不利な条件の契約とならないよう、採用に際しては、必要性を十分に見極めると共に、定期的に契約を見直す必要もあると思われる。

(3) 契約保証金免除について

契約書の契約保証金を免除する場合の適用条項が適切でないもの及び適用条項の根拠書類のないものが見受けられた。

契約保証金を免除する場合には、財務規則第 116 条各号いずれかの要件を満たすものであることを書面等で確認し、その該当条項を契約書において明確にしておく必要がある。

また、契約保証金は契約上の義務の履行を確保するために徴する担保という性質を有していることから、契約保証金又はこれに代わる担保が納付又は提供されない場合は、財務規則第 118 条に規定されている損害を補償させる措置である違約金条項をおく必要があると思われる。